

令和4年度 金井中学校 部活動に係る活動方針

金井中学校

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 目標に向かって粘り強く取り組む自主的な態度を育成する。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、自主的な活動を通して、望ましい人間関係を育むことを重視する。

2 活動の基本方針

- (1) 希望加入制とする。
- (2) 入部希望者に部活動同意書(保護者の同意)を提出してもらい、保護者と合意のもとで指導する。
- (3) やむを得ず転部を希望する生徒には、学級担任、部活動顧問の指導・助言後、適切な学校生活を送れるよう配慮する。(部活動転部願を提出する。)
- (4) 活動は、部活動顧問を中心に学級担任・体育部及び生徒指導部と連絡を密にしながら全校体制で指導する。
- (5) 特設の陸上・駅伝部は常設部との兼部、陸上・駅伝部のみへの入部も可とする。
- (6) 部員決定段階で部員数が市内大会出場条件に満たない場合は募集停止とする。
- (7) 「佐渡市部活動の在り方に係る方針」を受けて、活動時間、休養日等を設定し、生徒にとっても教員にとっても有意義な部活動の実現を図る。
- (8) 週休日の部活動の地域移行を見据えた準備の年とする。

3 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| ・野球 | ・男子バスケットボール | ・女子バスケットボール |
| ・男子バレーボール | ・女子バレーボール | ・男子ソフトテニス |
| ・女子ソフトテニス | ・バドミントン | ・吹奏楽 |
| ・美術 | ・陸上、駅伝 | |

(2) 活動時間及び日数

- ①活動時間
- | | |
|--------|--------------------|
| 4月～9月 | 17:30まで(完全下校17:40) |
| 10月～3月 | 17:20まで(完全下校17:30) |

学期中 平日2時間以内 週休日等3時間程度

長期休業中 平日・週休日等 3時間程度

朝練習はどの部活動も行わない。

②休養日

ア 毎週水曜日を休養日とする。

イ 週休日は、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。大会等で両日活動した場合は、別に休養日を取る。

ウ 長期休業中の土曜日及び日曜日は休養日とする。大会等で活動した場合は、別に休養日を取る。

③その他

ア 定期テスト1週間前から終了前日まで、部活動は休止する。

イ 特設の陸上・駅伝部の活動時間・休養日も上記に準じるが、練習時間の確保には配慮する。練習計画を事前に提出、了承を得て、健康を害さないよう留意する。

4 大会参加について

- (1) 部活動として参加する大会は、以下のものとする。
 - ・中体連主催、共催、後援の大会
 - ・その他、校長が許可した大会
- (2) 中体連に関わる上位大会に進出する場合は、2週間前から30分程度の時間延長を認める。その場合、保護者へ文書で知らせ、応諾を得て活動する。ただし、この間も水曜日は休養日とする。また、大会終了後、十分な休養を取る。
- (3) 対外試合及び大会は、校長の許可を得て、参加計画を作成し、保護者と全職員に知らせる。

5 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止
 - ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者等の指導者は、いかなる理由があっても体罰を行ってはならない。体罰を指導として正当化することは誤りであり、決して許されない。体罰等のない指導に徹する。
- (2) 保護者の理解と協力
 - ・保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。部活動顧問は、指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。
- (3) 安全の確保
 - ・活動中の事故防止に努め、その指導の徹底を図る。指導者が活動の場から離れる場合には、他の職員に依頼するか、部長等に安全確保の指示を与える。
 - ・事故発生時は、適切な処置をするとともに、関係諸機関・保護者への連絡を的確・迅速に行う。
 - ・生徒が体調不良、痛み等を訴える場合は、絶対に無理をさせない。
- (4) 部活動指導員、外部指導者について
 - ・部活動指導員は、適切な人材を発掘し、市教委の許可を得て、教員以外の指導が可能となるよう働き掛ける。令和4年度は、女子バレーボール部、吹奏楽部で指導していただく。
 - ・部活動指導員は、各種大会等の生徒引率が可能とする。ただし、活動実績報告書を毎月、教育委員会へ提出する。
 - ・外部指導者は、教員だけでは部活動の目標達成が難しい場合に、導入を検討する。その場合は、学校から外部指導者候補に依頼する。令和4年度は、バドミントン部で2名依頼する。
 - ・外部指導者を導入した場合は、「佐渡市部活動の在り方に係る指針」の〈顧問と外部指導者等が確認すべき事項〉〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者等の行為の例〉を確認し、理解を得るとともに、相互に情報を共有する。
- (5) 活動計画
 - ・各顧問は、休養日等を明記した年間活動計画、毎月の活動計画、活動実績を校長へ提出する。実績報告は教育委員会にも提出する。
 - ・休養日等を明記した年間活動計画、毎月の活動計画については、生徒・保護者にも分かるよう文書等で伝えるようにする。